

もしものとき！  
西日本自動車共済の専用フリーダイヤルにご連絡ください。

24時間365日  
**事故受付  
専用ダイヤル**



にしにほん 365日

**0120-242-365**



24時間365日  
**自動車共済  
ロードサービス**



<専用デスク>

ハロー ロードサービス24

**0120-80-6324**



いつでも、全国どこからでも通話料無料をご利用いただけます。

**事故処理サービス拠点** (サービスセンター：SC)  
西日本地区(23箇所)のサービスセンターに配属の事故処理専門職員が、事故受付・相談・共済金(自賠責共済金も含まれます。)請求関係書類の取り揃え、作成、示談交渉を行い、責任をもって事故の解決にあたります。

近畿 SC 06-6765-9379	広島 SC 082-261-8430	高知 SC 088-880-1788	佐賀 SC 0952-31-3072	宮崎 SC 0985-51-1570
兵庫 SC 078-367-6805	福山 SC 084-923-7980	愛媛 SC 089-905-1195	長崎 SC 095-827-7752	鹿児島 SC 099-262-0226
鳥取 SC 0857-27-5210	山口 SC 083-932-5522	北九州 SC 093-951-6711	佐世保 SC 0956-25-6162	沖縄 SC 098-882-2270
島根 SC 0852-26-5270	香川 SC 087-822-6309	福岡 SC 092-441-5925	熊本 SC 096-365-2672	
岡山 SC 086-246-3355	徳島 SC 088-653-5160	筑後 SC 0942-53-8711	大分 SC 097-558-7835	

自動車共済について知りたい(約款・重要事項など)。  
西日本自動車共済のホームページのご案内

にしにほんきょうさい  検索 <http://nishijikyo.com/>

※ご使用の端末や環境によっては一部ご利用いただけない場合があります。

- その他の重要事項**
- 当組合の組合員として加入できる方は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者および小規模の事業者で構成する団体等となります。自動車共済契約をご契約いただける方(共済契約者)は、当組合の組合員に限られます。ただし、中小企業等協同組合法に定める範囲内で組合員以外の方もご契約いただけます。
  - 当組合にはじめてご加入の方は、ご加入に際して出資(1口1,000円)または員外利用料をお払込みいただきます。(出資・員外利用料は、ご契約台数に関係ありません。)
  - 共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって共済代理所とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。
  - このパンフレットは、自動車共済の概要を記載したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり(約款)\*」をご覧ください。ご不明な点については、共済代理所または当組合におたずねください。
  - ご契約にあたっては「重要事項説明書\*」を必ずお読みください。(※「ご契約のしおり(約款)」「重要事項説明書」は当組合ホームページにも掲載しています。)
  - ご契約者のご契約のお車を主に使用される方(記名被共済者)が異なる場合は、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
  - 共済証書は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1か月を経過しても共済証書が届かない場合は、共済代理所または当組合までご連絡ください。
  - 当組合は、共済契約に関する個人情報、共済契約の履行、付帯サービスの提供、他の共済商品・各種サービスの案内・提供等を行うために利用し、業務委託先(共済代理所を含みます。)、再共済組合等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、法令により限定された目的以外の目的に利用しません。
  - 自動車共済は、当組合が会員となっている「全国自動車共済協同組合連合会」と再共済契約を結ぶことにより、リスクの分散体制をとっています。
  - 当組合は異常災害等の事由により損失金を補てんできなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減または共済掛金を追徴する場合があります。

**西日本自動車共済協同組合**  
〒812-0007 福岡市博多区東比恵 2-15-25  
TEL: 092-441-5901 FAX: 092-441-5907

お客さま相談室：092-235-3355  
受付 午前9時～午後5時(土日祝祭日及び12/29～1/3を除く)

●お問い合わせは(共済代理所)  
〒656-0025 兵庫県洲本市本町3丁目3番  
**洲本商工会議所**  
TEL 0799-22-2571 FAX 0799-24-1530

全国自動車共済協同組合連合会  
ホームページ：http://www.zenjikyo.or.jp/

まかせて安心!充実の補償内容!!

# 自動車共済



**今すぐお電話を! お見積もり無料です!!**

お見積もりの際には、現在ご契約の自動車保険証券等をお手元にご用意ください。

**西日本自動車共済**

# もしもの自動車の事故・故障を



## 自動車共済

がサポートします。



おまかせください!

### 相手への賠償

人にケガをさせたり、他人の車やモノを壊してしまったとき

- 対人賠償共済
- 対物賠償共済



対物超過修理費用特約  
臨時費用特約  
示談交渉サービス



### ご自身と搭乗者などの補償

事故により死傷されたとき

- 人身傷害共済
- 搭乗者傷害共済



自損事故傷害特約\*  
無共済車傷害特約\*  
(\*対人賠償共済に自動セットされます。)



### お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき

- 車両共済

車両全損時諸費用特約  
(車両無過失事故に関する特約)  
事故・故障時代車費用特約  
車両新価特約  
車両超過修理費用特約  
二輪・原付盗難対象外特約



### ロードサービス

ご契約のお車が事故や故障などで走行不能となったとき

- 自動車共済
- ロードサービス



ロードアシスタンス特約  
ロードアシスタンス超過費用特約  
ロードアシスタンス宿泊移動費用特約  
ロードアシスタンス代車費用特約



- その他の特約



- 運転者の範囲に関わる特約
- 各種割引・割増制度



#### マークの説明

<b>New</b> 平成30年1月1日改定で変更または、新設された補償	<b>自動付帯</b> 自動的にセットされます。	<b>オプション</b> ご希望によりセットできます。	<b>注意事項</b>	<b>免責事由</b>
<b>個人</b> 記名被共済者が個人のご契約	<b>自家用8車種</b> 自家用8車種に適用されます。	<b>二輪・原付</b> 二輪・原付に適用されます。	<b>営業用自動車以外</b>	<b>ノンフリート契約</b>
<b>法人</b> 記名被共済者が法人のご契約	<b>自家用3車種</b> 自家用3車種に適用されます。	<b>大型自動車等</b> 大型自動車等に適用されます。	用途車種が営業用以外のお車に適用されます。	1ご契約者で所有・使用のお車が9台以下のご契約

自家用8車種					
自家用3車種					
自家用乗用車	自家用小型貨物車	自家用軽四輪貨物車	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t以下)	自家用普通貨物車 (最大積載量0.5t超2t以下)	特種用途自動車 (キャンピング車)
普通	小型	軽四輪			
大型自動車等					
自家用普通貨物車 (最大積載量2t超)・営業用普通貨物車 (最大積載量2t以下・2t超)・自家用バス・営業用バス・小型ダンプカー・普通型ダンプカー (最大積載量2t以下・2t超)・砂利類運送用普通貨物車					

## 相手への賠償

人にケガをさせたり、他人の車やモノを壊してしまったとき



#### 基本補償

- ◆対人賠償共済
- ◆対物賠償共済

#### 特約(オプション)

- 対物超過修理費用特約
- 臨時費用特約

### 対人賠償共済

無制限がおすすめ!

自動車事故により、歩行者や他のお車に乗車中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者1名ごと、ご契約金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。(ただし、自賠責共済で支払われる部分を除きます。)



#### ●対人賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	被害者	被害内容
5億2,853万円	横浜地裁	眼科開業医(男41歳)	死亡
3億9,725万円	横浜地裁	大学生(男21歳)	後遺症

### オプション 臨時費用特約



被共済者に損害賠償責任がある対人賠償事故で、被害者が死亡したり、後遺障害が生じたとき、および医師による治療を4日以上要する場合に、見舞費用等として共済金をお支払いします。

#### ●お支払い共済金の額(1事故・被害者1名あたり)

被害者の状態	共済金のお支払い限度額	お支払いする共済金	
		定額払共済金	実損払共済金
死亡の場合	50万円	15万円	被共済者が実際に支払った見舞金等の費用
後遺障害の場合*	50万円	15万円	
傷害に対して医師の治療を要した場合	181日以上	30万円	3万円
	91日以上	20万円	
	31日以上	10万円	
	15日以上	5万円	
	4日以上	1万円	

① ※臨時費用特約における「後遺障害」とは、普通共済約款(別表1)後遺障害等級表の表1の第1級、第2級または表2の第1級から第3級のいずれかに該当する後遺障害をいいます。

### 対物賠償共済

無制限がおすすめ!

自動車事故により他人の財物(自動車・家屋・家財・商品等)を損壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故につき、ご契約金額を限度に対物賠償共済金をお支払いします。



#### ●対物賠償高額判決例

認定総損害額	裁判所	事故状況	被害物
2億6,135万円	神戸地裁	高速道路・追突横転炎上	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,580万円	東京地裁	衝突事故	店舗(パチンコ店)

### オプション 対物超過修理費用特約

対物賠償共済金がお支払される事故で、相手方自動車の修理費用が時価額を超える場合に、その超過する費用について50万円を限度に過失割合に応じて共済金をお支払いします。

例 被共済者の過失割合が100%の追突事故の場合  
【ご契約内容】対物賠償共済：無制限、免責金額\*：0万円  
【相手自動車】時価額40万円 修理費用総額60万円の場合

相手自動車	時価額超過分20万円	時価額超過分をこの特約でお支払い20万円(60万円-40万円)
修理費用総額60万円	時価額40万円	対物賠償共済でお支払い

※免責金額：被共済者の自己負担額です。

### 無料 示談交渉サービス 対人賠償・対物賠償とも

人身事故・物損事故とも、相手方への賠償金のお支払いに関する交渉は西日本自動車共済にお任せください。ただし、次の場合は、当組合は被害者の方との示談交渉を行うことができない場合があります。

1. 被共済者に法律上の賠償責任がないとき
2. 損害賠償額が明らかに自賠責共済等の支払金額内でおさまる場合(対人)
3. 正当な理由がなく被共済者が当組合の求めに対しご協力いただけない場合(対人・対物) など



### ⚠️ 主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【相手への賠償(対人賠償共済・対物賠償共済)】

【対人・対物賠償共済共通】●日本国外で生じた事故による損害●戦争・外国の武力行使・暴動・台風・洪水・高潮・地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害●ご契約のお車を競技、曲技に使用またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害●当組合以外の方と約定した加重賠償責任により生じた損害●ご契約者、被共済者の故意により生じた損害【対人賠償共済対象】●次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それにより被共済者が被った損害①記名被共済者②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま③被共済者の父母、配偶者またはお子さま④被共済者の業務に従事中的従業員⑤被共済者の業務に従事中的他の使用人(ただし、被共済者のご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限り)ただし、ご契約のお車の所有者および記名被共済者が個人の場合は補償される場合があります。【対物賠償共済対象】●次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合に、それにより被共済者が被った損害①記名被共済者②ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま③被共済者の父母、配偶者またはお子さま など

# ご自身と搭乗者などの補償

事故により死傷されたとき



## 基本補償

- ◆ 人身傷害共済
- ◆ 搭乗者傷害共済

## 特約(自動セット)

- 無共済車傷害特約
- 自損事故傷害特約

## 特約(オプション)

- 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約
- 傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約

# 人身傷害共済



自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中などで死傷された場合、自動車共済普通共済約款の人身傷害条項損害額基準により算出された共済金をお支払いします。お支払いの対象となる事故の範囲は、お選びいただくご契約タイプ(下表)によって異なります。

### ① 記名被共済者やそのご家族の歩行中の事故でも補償します(法人契約を除きます)。

○: 補償します ×: 補償しません

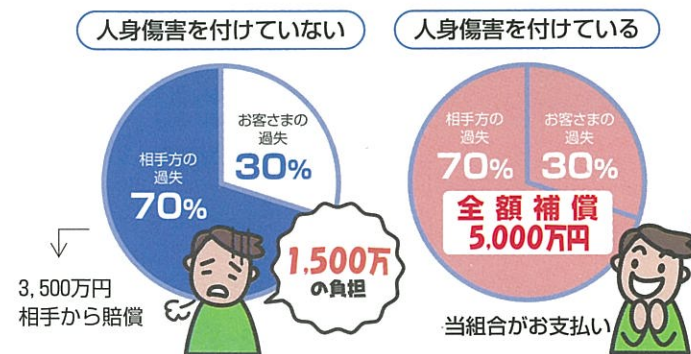
ご契約タイプ	共済金をお支払いする事故	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	「他の自動車」に搭乗中の事故でケガをした	歩行中や、自転車乗車中に自動車にはねられた
基本補償		○	○	○
ご契約車搭乗中のみ補償(法人契約は自動セットとなります。)		○	×	×

- 人身傷害共済をご契約の被共済者が自損事故を起こされた場合、被共済者に生じた総損害額<sup>※1</sup>に対し人身傷害共済から、人身傷害共済のご契約金額を限度に共済金をお支払いします。
- 記名被共済者が「個人」の場合は、「傷害危険の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」をセットすると、ご契約車搭乗中のみ補償となります。

### ② 当組が被共済者の過失も含めて、全額補償します。

交通事故で負ったケガなどの総損害額<sup>※1</sup>をご契約金額の範囲内でまとめて補償します。

例 事故で相手との過失割合がお客さま30%、相手方70%で、お客さまの総損害額が5,000万円だった場合。(ご契約金額は無制限)



### ④ 次の方が補償の対象となります。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
- ⑤ ①～④以外の方で、ご契約車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の方

- 自動車損害賠償保障法上の保有者、運転者も、ご契約のお車の運行に起因する損害賠償請求権が発生しない事故の場合に限り対象となります。
- 業務として自動車を受託している自動車取扱業者を除きます。

### ③ 事故相手との面倒な交渉は不要です。

示談交渉の経過や結果に関係なく、当組が被共済者の総損害額<sup>※1</sup>に対し直接共済金をお支払いします。



※1: 総損害額の決定は、普通共済約款(別紙)「人身傷害条項損害額基準」に基づき、当組で行わせていただきます。

### ● 総損害額の例

年齢	被扶養者	死亡された場合	重度後遺障害 <sup>※2</sup>
55歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億1,000万円
	なし	5,000万円	1億1,000万円
45歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
35歳	あり(2名の場合)	7,000万円	1億4,000万円
	なし	6,000万円	1億4,000万円
25歳	あり(2名の場合)	6,000万円	1億3,000万円
	なし	5,000万円	1億3,000万円

※2: 普通共済約款(別表1)後遺障害等級表の後遺障害が生じた場合をいいます。

# 搭乗者傷害共済

ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が自動車事故により、事故発生からその日を含めて180日以内に死傷されたり、身体に後遺障害が生じた場合に共済金をお支払いします。



医療共済金(部位・症状別払)	入院が5日未満一律1万円	死亡	死亡共済金	死亡された場合にお支払いします。(ご契約金額)	
	入院が5日以上傷害の部位、症状に応じて、普通共済約款(別表2)「医療共済金支払額基準」に従い共済金をお支払いします。	後遺障害共済金	後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合は障害の程度に応じてお支払いします。	
		重度後遺障害特別共済金	重度後遺障害特別共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合	ご契約金額の10%をお支払いします。(100万円限度)
		重度後遺障害介護費用共済金	重度後遺障害介護費用共済金	重度の後遺障害で、かつ介護が必要と認められた場合	後遺障害共済金額の50%をお支払いします。(500万円限度)

## 搭乗者傷害共済の医療共済金倍額払特約

搭乗者傷害共済の医療共済金(部位・症状別払)の額を2倍にしてお支払いします。

ご契約のお車がバスの場合は、本特約をセットできません。

医師による治療のために病院または診療所へ入院または通院した日数の合計	お支払いする医療共済金	
	特約セットなし	特約セットあり
① 5日以上 (例) 一脚の大腿骨骨折の場合	「医療共済金支払額基準」に定める部位・症状別入院共済金の額 50万円	左記の金額の2倍 100万円(50万円×2)
② 上記①以外(5日未満など)	1万円	2万円

### 対人賠償共済に自動セット

## 自損事故傷害特約

電柱などとの衝突または崖からの転落など、ご契約のお車の運転者・同乗者が死傷された場合で、自賠責共済(保険)から補償が受けられない場合に共済金をお支払いします。

死亡共済金	死亡された場合に、1,500万円をお支払いします。
後遺障害共済金	後遺障害が生じた場合に、障害の程度に応じて50万円~2,000万円をお支払いします。
介護費用共済金	所定の重度後遺障害が生じ、介護が必要と認められる場合に、200万円をお支払いします。
医療共済金	入院された場合に、治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に応じて、次の金額をお支払いします(100万円限度)。 入院日数1日につき6,000円 通院日数1日につき4,000円

人身傷害共済をセットされたご契約には、本特約はセットされません。

### 対人賠償共済に自動セット

## 無共済車傷害特約

相手方が不明・無共済(無保険)自動車との事故でご契約のお車の運転者・同乗者が死亡または後遺障害が生じた場合で、相手方から十分な補償が得られない場合に共済金をお支払いします。

- 死亡・後遺障害の場合のみ共済金をお支払いします。傷害のみ場合は補償の対象外となります。
- 記名被共済者が「個人」の場合、歩行中などの無共済(無保険)自動車との事故でも共済金をお支払いします。
- 相手方が負担すべき損害賠償額についてすでに人身傷害共済金が支払われている場合は、そのお支払額を差し引いてお支払いします。

### ● 主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【ご自身と搭乗者などの補償(人身傷害共済・搭乗者傷害共済)】

【人身傷害・搭乗者傷害共済共通】●日本国外で生じた事故による損害または傷害●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害または傷害●ご契約のお車を競技・曲技に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害または傷害●被共済者、共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によりその本人に生じた損害または傷害●被共済者が次のいずれかの状態でお車を運転中に生じた事故によりその本人に生じた損害または傷害①無免許運転②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転(酒気帯び運転とみなされる状態を含みます)③麻薬等運転●被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によりその本人に生じた損害または傷害●被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失によりその本人に生じた損害●極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害または傷害 など【人身傷害共済対象】●ご契約のお車以外の自動車に競技・曲技のために搭乗中またはこれらを目的とする場所で搭乗中に生じた損害●被共済者がお車の使用について正当な権利を有する方の承認を得ないでお車に搭乗中にその本人に生じた損害 など【搭乗者傷害共済対象】●被共済者がご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承認を得ないでお車に搭乗中にその本人に生じた傷害 など

# お車の補償

ご契約のお車が事故で壊れてしまったとき



## 基本補償

- ◆車両共済

## 特約(自動セット)

- ◆車両全損時諸費用特約
- ◆二輪・原付盗難対象外特約

## 特約(オプション)

- 事故・故障時代車費用特約
- 車両新価特約
- 車両超過修理費用特約

# 車両共済

衝突、接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に共済金をお支払いします。車両共済でお支払いの対象となる事故の範囲は次の3タイプからお選びいただけます。

幅広く補償を受けたい 一般車両	偶然な事故全般について補償します。
掛金を安くしたい 車対車+危険限定	「車対車衝突危険限定特約」と「車両危険限定特約」をセットし、事故の範囲を限定して補償します。ただし、自動車との衝突・接触事故の場合は、相手自動車とその運転者(または所有者)が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。
掛金を安くしたい 車対車	「車対車衝突危険限定特約」をセットし、相手自動車との衝突・接触事故に限り、共済金をお支払いします。ただし、相手自動車とその運転者(または所有者)が確認できた場合に限り共済金をお支払いします。

共済金をお支払いする損害	補償範囲				特約がセットできる条件
	車同士の事故(衝突・接触)	積載物との事故(衝突・接触)	自転車との事故(衝突・接触)	飛来中・落下中の他物との衝突	
一般車両	○	○	○	○	車両共済有
車対車+危険限定	○(条件付)	○(条件付)	×	○	
車対車	○(条件付)	○(条件付)	×	×	
共済金をお支払いする損害	火災・爆発	盗難	落書・いたずら窓ガラス破損	台風・たつ巻高潮・洪水	—
一般車両	○	○(注)	○	○	
車対車+危険限定	○	○	○	○	
車対車	×	×	×	×	
共済金をお支払いする損害	墜落・転落	あて逃げ(相手車不明)	車庫入れ失敗	電柱・ガードレール衝突・接触	—
一般車両	○	○	○	○	
車対車+危険限定	×	×	×	×	
車対車	×	×	×	×	

○：補償します ×：補償しません

○(条件付)：事故相手の自動車の登録番号等、運転者、所有者が確認できた場合に共済金をお支払いします。

ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故の場合は共済金をお支払いできません。

(注)：ご契約のお車が二輪自動車または原付バイクの場合、「二輪・原付盗難対象外特約」が自動セットされますので、盗難の場合は補償の対象外となります。

## 自動車8車種の車両共済に自動セット

### 自動車特約 車両全損時諸費用特約 (自家用8車種)

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車が全損\*となった場合に、全損時諸費用共済金(ご契約の車両共済金額の10%(20万円限度))をお支払いします。ただし、車両新価特約をセットされたご契約で、同特約から再取得時諸費用共済金が支払われる場合は共済金はお支払いできません。

① ※ お車を修理できない場合、または修理費用が車両共済金額以上となる場合をいいます。



## 自動車特約 車両無過失事故に関する特則

相手自動車との衝突、接触事故により車両共済金をお支払いした場合、次のいずれかの適用条件を満たすときは、事故件数における免責金額や、当組合と締結する継続後のご契約のお車の等級および事故有係数適用期間の決定において、その事故がなかったものとして取り扱います。ただし、「相手自動車」および「相手自動車の運転者または所有者」が確認された事故に限ります。



### 【適用条件】

1. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐車中のご契約のお車への衝突・接触」による事故において、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったと当組合が判断した場合
2. 相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約のお車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合

- ① 次の特約の共済金をお支払いする場合は、この特則は適用されません。
- 車両新価特約 ●車両超過修理費用特約
- ② フリート契約(A方式)の場合はこの特則の対象外となります。

## オプション 事故・故障時代車費用特約 (自家用8車種)

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引・搬送された場合\*1、または事故によりご契約のお車に損害が生じた場合\*2に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間\*\*のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

- ① ※ 1：ロードアシスタンス特約の「運搬費用」のお支払い対象となる場合、または車両共済のお支払い対象となる場合に限り適用します。
- ② ※ 2：お支払い対象期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

### □ 「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」の違い

特約	補償範囲		補償範囲		特約がセットできる条件
	レッカーけん引・搬送する場合	事故	故障	レッカーけん引・搬送しない場合	
事故・故障時代車費用特約	○	○	○	×	車両共済有
ロードアシスタンス代車費用特約	○	○	×	×	

- ① 「事故・故障時代車費用特約」と「ロードアシスタンス代車費用特約」をあわせてセットすることはできません。
- ② ロードアシスタンス特約の「運搬費用」のお支払い対象となる場合、運転者年齢条件特約、運転者家族限定特約、または運転者本人・配偶者限定特約は適用しません。

## オプション 車両新価特約 (自家用8車種) / フリート契約

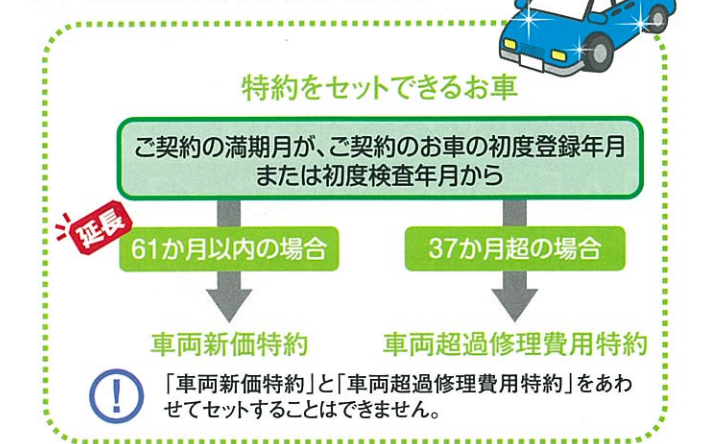
ご契約のお車が事故により全損、または大きな損害\*が生じ、お車の買替、または修理をされる場合に、新車共済金額\*\*を限度に次の共済金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から90日以内に代替のお車を取得、またはご契約のお車を修理される場合に限り適用します。

代替のお車を取得される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実際にかかった代替車買替費用(車両本体価格+付属品+消費税)</li> <li>□再取得時諸費用共済金</li> </ul> 新車共済金額の15%相当額(40万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。この場合、全損時諸費用共済金はお支払いしません。
ご契約のお車を修理される場合	修理費用

- ① ※ 1：「修理できない場合」、「修理費が車両共済金額以上になる場合」、または「修理費が新車共済金額の50%以上となる場合(お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損害が生じていない場合を除きます。)」のいずれかをいいます。
- ② ※ 2：契約締結時に新車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価格として協定した金額をいいます。
- ③ ※ 3：盗難による損害は対象外です(盗難後にご契約のお車が発見された場合は対象となります)。
- ④ ※ 4：新車価格相当額が車両共済金額の2倍以下の金額の場合に限り適用します。

## オプション 車両超過修理費用特約 (自家用8車種)

ご契約のお車が事故により損害を受け、その修理費用が車両共済金額を上回る場合、その超過する修理費用について50万円を限度として共済金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車の損傷を修理される場合に限り適用します。



## 自動車特約 二輪・原付盗難対象外特約 (二輪・原付)

ご契約のお車が二輪自動車または原付バイクの場合、盗難による損害については車両共済の共済金はお支払いしません。

### ⚠️ ◎主な免責事由(共済金をお支払いできない主な場合)【お車の補償(車両共済)】

【車両共済】●日本国外で生じた事故による損害 ●戦争・外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等により生じた損害 ●ご契約のお車を競技・曲技に使用中またはこれらを目的とする場所で使用中に生じた損害 ●ご契約者、被共済者、共済金を受け取るべき方等の故意または重大な過失により生じた損害 ●ご契約者、被共済者、共済金を受け取るべき方等が次のいずれかの状態でご契約のお車を運転中に生じた損害 ①無免許運転 ②道交法第65条第1項に定める酒気帯び運転(酒気帯び運転とみなされる状態を含みます。) ③麻薬等運転 ●国または地方公共団体の公権力の行使により生じた損害 ●詐欺または横領により生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩擦、腐し、さび、その他の自然の消耗により生じた損害 ●故障損害 ●ご契約のお車から取り外された部品や付属品に生じた損害 ●ご契約のお車に定着されていない付属品の単独損害 ●タイヤの単独損害(ご契約のお車の火災・爆発の場合を除きます。) ●法令により禁止されている改造を行った部品および付属品に生じた損害 など



# 自動車共済ロードサービス

ご契約のお車が事故や故障などで走行不能となったとき



### 特約(自動セット)

◆ロードアシスタンス特約

### 特約(オプション)

- ロードアシスタンス超過費用特約
- ロードアシスタンス宿泊移動費用特約
- ロードアシスタンス代車費用特約

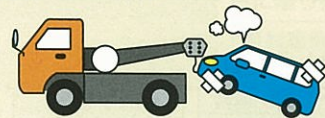
ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。当組合提携のロードサービス業者がレッカーけん引や30分程度の応急処置などを行います。(すべての用途車種のお車が対象です。)<sup>New</sup>  
 「自動車共済ロードサービス」はロードアシスタンス特約によりご利用いただけます。

[専用デスク] 24時間365日 OK  
**0120-80-6324**

※提携業者：株式会社プライムアシスタンス(PRA)

### レッカーけん引・搬送

ご契約のお車が事故や故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から、ご利用者(ご契約者)の指定する修理工場までレッカーけん引・搬送を行います。



レッカーけん引・搬送費用、応急処置費用合計で1事故につき15万円限度

- ロードアシスタンス超過費用特約をセットした場合は、合わせて1事故100万円限度となります。
- 次の場合はご利用者のご負担となります。  
 30分程度で対応できない場合の超過作業、バッテリー充電代・部品代、消耗品(オイル・冷却水など)代、鍵作成費用、季節用タイヤとの交換費用、チェーンの着脱作業、パンク修理、ご利用者都合による車両搬送時の有料道路通行料 など

### 応急処置

(30分程度で対応可能な応急処置主な例)

走行不能となった場所で30分程度で対応可能な応急処置を行います。  
 バッテリージャンピング/キー閉じ込み開錠(セキュリティ装置付車両など、対象外となる場合があります。)/スペアタイヤ交換(車載の簡易修理キットでの応急処置)/脱輪・落輪の路面への引上げ/冷却水補充/など



### 燃料切れ時の給油サービス

ご契約のお車が燃料切れにより自力で走行できなくなった場合に、最大10%まで無料で、共済期間中1回に限り提供します。

- 電気自動車などの場合は充電、または燃料補給ができるまでレッカーけん引を行います[30km限度]。その場合、充電代等がご利用者のご負担となります。
- ロードアシスタンス超過費用特約をセットした場合は最大20%まで無料となります。

①事前に自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡がなく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となりますのでご注意ください。



1. ロードサービスをご利用いただいても、ご継続後の等級および事故有係数適用期間に影響しません。
2. 気象状態や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
3. 一部離島やロードサービス業者の立入りが困難な場所は、対応できない場合があります。



4. ロードサービスの対象とならない主な場合

- ×ご利用者の故意または重大な過失による事故・故障またはトラブル
- ×違法改造車・無免許運転・酒気帯び運転など法令に違反している場合
- ×借りたお車や原付バイク特約で補償する原動機付自転車など、ご契約のお車以外の自動車での事故、故障またはトラブル
- ×地震・噴火・津波などの自然災害などに起因する場合
- ×自宅駐車場または、同等と判断できる保管場所での燃料切れの場合
- ×タイヤのスタックやスリップなど単なる走行困難な場合(雪道・泥道・砂地など)
- ×修理工場から他の場所へのレッカーけん引 など

**JAF会員のお客さま**は、自動車共済ロードサービスに加えてJAFのサービスもご利用いただけます!

### JAF会員のお客さま優遇サービス

- 応急処置時の部品代・消耗品代の補償!  
(1共済期間中1回限り、7,000円限度)
- 燃料切れ時の給油サービスが1共済期間中2回まで!

### JAF提供のロードサービス

自動車共済ロードサービスでは対象外の次の作業もご利用いただけます。

- パンク修理
- 雪道、泥道、砂地などで走行困難な状態(スタック等)からの救援
- タイヤチェーンの着脱 など

- JAF会員としてのサービスを受ける場合には、事前に自動車共済ロードサービス専用デスクに「JAF会員である」旨を必ずお知らせください。
- ご利用の際には「JAF会員証」の提示が必要です(運転者または同乗者の方がJAF会員である場合に限り)。JAF会員であることを確認できない場合は、非JAF会員として取り扱います。
- 事前に自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡がなかった場合はサービスの対象外となります。

### ロードサービスご利用にあたって

- 自動車共済ロードサービス専用デスクにご連絡ください。ご契約内容を確認させていただいたうえで、ご利用いただけます。
- ロードサービスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合、その作業の超過分についてはご利用者のご負担となります。
- けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応できないことがあります。
- ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については共済金としてお支払いします。
- 上記は「自動車共済ロードサービス」の概要を記載しています。詳しくは「ロードアシスタンス利用規定」をご確認いただくか、共済代理所までおたずねください。

## オプション ロードアシスタンス超過費用特約

大型自動車等

New

ご契約の大型自動車等のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となったことにより発生するレッカーけん引・搬送費用および応急処置費用に対し、ロードアシスタンス特約の共済金と合わせて100万円を限度に共済金をお支払いします。

①ロードアシスタンス特約のお支払い対象となる場合に限り。

## オプション ロードアシスタンス宿泊移動費用特約

営業用自動車以外

New

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引・搬送された場合に、発生した所定の宿泊費用、移動費用および引取費用を共済金としてお支払いします。

□ 宿泊費用共済金	□ 移動費用共済金	□ 引取費用共済金
事故現場の最寄りのホテル等に臨時に宿泊する場合に、ご利用者にご負担された1泊分の費用(飲食費用除く)をお支払いします。	事故現場から自宅または出発地もしくは当面の目的地へ移動するために、ご利用者にご負担された交通費をお支払いします。 ※レンタカー・タクシーご利用の場合は1事故1台につき2万円限度となります。	修理後のお車を引き取るために要した修理工場等への往路1名分の交通費をお支払いします。 ※レンタカーの利用は除きます。
1事故1名につき 宿泊費用(1泊) 1万円限度	1事故1名につき 移動費用 2万円限度	1事故1名のみ 往路交通費 15万円限度

①ロードアシスタンス特約の「運搬費用」のお支払い対象となる場合に限り。

## オプション ロードアシスタンス代車費用特約

自家用8車種

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引・搬送された場合に、修理などでご契約のお車を使用できない期間など所定のお支払い対象期間<sup>※1</sup>のレンタカー費用を共済金としてお支払いします。

- ※1：ロードアシスタンス特約の「運搬費用」のお支払い対象となる場合に限り。
- ※2：お支払い対象期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

## その他の特約

ご契約のお車以外の運転に関する特約

### 特約(自動セット)

- ◆他車運転特約
- ◆臨時代替自動車特約
- ◆被共済自動車の入替自動補償特約

### 特約(オプション)

- 原付バイク特約
- 弁護士費用特約

### 他車運転特約

自家用8車種

記名被共済者とそのご家族が臨時に借りた自動車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故により生じた損害・傷害に対し、借りた自動車をご契約のお車とみなしてご契約のお車のご契約条件で所定の共済金をお支払いします。

1. 借りた自動車には、記名被共済者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または常時使用する自動車は含みません。
2. 借りた自動車の共済契約等に優先してお支払いすることができます。
3. 借りた自動車を壊したことによるその持ち主に対する法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限り。(借りた自動車自体に生じた損害に限り。)

### 臨時代替自動車特約

法人

ご契約のお車を車検・修理・点検整備等のために修理工場等に入庫の間、臨時に借りた代替自動車をご契約のお車とみなしてご契約のお車のご契約条件で所定の共済金をお支払いします。

1. 代替自動車には、記名被共済者、記名被共済者の役員および記名被共済者の使用者が所有する自動車は含みません。
2. 代替自動車の共済契約等に優先してお支払いすることができます。
3. 代替自動車を壊したことによるその持ち主に対する法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償共済金額を限度に共済金をお支払いします。ただし、ご契約のお車の車両共済のご契約条件で共済金をお支払いできる場合に限り。(代替自動車自体に生じた損害に限り。)

### オプション 原付バイク特約

自家用8車種

ノンフリート契約

記名被共済者とそのご家族が125cc以下の原付バイク(借用原付含む)を運転中の事故について、ご契約の自動車共済から共済金をお支払いします。補償される事故の範囲は2タイプからお選びいただけます。



	人身傷害	お支払いする共済金
原付バイク特約	あり	●対人賠償共済金 ●対物賠償共済金 ●人身傷害共済金
	なし	●対人賠償共済金 ●対物賠償共済金 ●自損事故共済金

### 被共済自動車の入替自動補償特約

ご契約のお車を廃車・譲渡等により新規取得自動車と入れ替える際、入替自動車の取得日の翌日から30日以内に当組合へ入替の承認請求を行うなど所定の条件を満たした場合は、入替自動車をご契約のお車とみなします。

### オプション 弁護士費用特約

記名被共済者やそのご家族またはご契約のお車に搭乗中の方などが自動車に関する所定の被害事故に遭い、身体や所有財物<sup>\*</sup>に生じた損害について、相手方に対し法律上の損害賠償請求を行うために弁護士や司法書士等に法律相談した際の費用をご負担される場合に次の共済金をお支払いします。



※ご契約のお車以外の業務用財物および業務に関連し受託した財物は共済金のお支払い対象外となります。

#### 弁護士等費用共済金

当組合の同意を得て支出される弁護士報酬・司法書士報酬・行政書士報酬や訴訟費用等について、対象事故1回につき、被共済者1名あたり300万円を限度にお支払いします。

#### 法律相談費用共済金

弁護士・司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、当組合の同意を得て支出される法律相談費用について、対象事故1回につき、被共済者1人あたり10万円を限度としてお支払いします。

# 運転者の範囲に関わる特約 各種割引・割増制度

## 運転者の範囲に関わる特約

ノンフリート契約に限り、ご契約のお車を運転される方の範囲や年齢条件によって共済掛金が決まります。

### 運転者年齢条件特約

自家用3車種 二輪・原付 ノンフリート契約 個人 法人

21歳以上補償	26歳以上補償	30歳以上補償	35歳以上補償

#### 記名被共済者が個人の場合

次の①～⑤までに該当する方々の中で、ご契約のお車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定することができます。設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ ①～③までの方の業務(家事を除きます。)に従事中の使用人
- ⑤ ご契約のお車の所有者が法人で、記名被共済者がその法人の役員の場合、その法人の業務に従事中の使用人

#### 記名被共済者が個人事業主や法人の場合

業務に従事する使用人も含めて最も若い方の年齢に合わせてお選びください。設定された年齢条件を満たす年齢の方が運転中の事故の場合に限り共済金をお支払いします。

1. 記名被共済者が個人の場合は、「記名被共済者、その配偶者およびこれらの方の同居の親族」以外の方(使用人を除きます。)が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます。
2. ご契約のお車が「原付バイク」の場合、選択できる年齢条件は「年齢を問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかになります。

### 運転者家族限定特約

自家用3車種 ノンフリート契約 個人

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とそのご家族に限定することができます。次の①～④に該当する方がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。

- ① 記名被共済者
- ② 記名被共済者の配偶者
- ③ 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま



### 運転者本人・配偶者限定特約

自家用3車種 ノンフリート契約 個人

ご契約のお車を運転される方を記名被共済者とその配偶者に限定することができます。記名被共済者またはその配偶者がお車を運転中の事故の場合に限り、共済金をお支払いします。

「運転者家族限定特約」と「運転者本人・配偶者限定特約」をあわせてセットすることはできません。



## 自動車に関する割引制度

ノンフリート契約・フリート契約共通

お車の用途車種、装備や使用の条件により共済掛金を割引します。ご利用いただくには、別途条件がございますので、詳しくは共済代理所までおたずねください。

#### ASV割引 New

ご契約のお車(自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車)が、次の条件を満たす場合に適用されます。

- 一定のAEB(衝突被害軽減ブレーキ)装置を装備した自動車
- 自家用普通・小型乗用車の場合は、共済契約の始期日が、型式が発売された年度に3を加算した年の12月末までの自動車

#### エコカー割引

ご契約のお車(自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車)が電気自動車、ハイブリット車または圧縮天然ガス自動車のいずれかで、初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日の属する年月までの経過月数が13か月以内のお車に適用されます。

#### 福祉車両割引

ご契約のお車が、消費税の優遇される対象自動車(「運転補助装置を装備する自動車」または「車いす等昇降装置および車いす等固定装置を装備する自動車」)である場合に適用します。(注)ご契約のお車がエコカー割引と福祉車両割引の両方を適用できる場合は福祉車両割引を優先して適用します。

#### 新車割引

ご契約のお車(自家用の普通・小型・軽四輪の乗用車)の初度登録年月または初度検査年月から共済期間の初日が属する年月までの経過月数が25か月以内のお車に適用します。

#### 構内専用電気自動車割引

使用される場所が建物内、施設内および敷地内に限定されている、最高速度が時速20km以下の電気自動車に適用します。

#### 3台契約割引

当組合にご契約いただくお車(用途車種を問いません。)の台数が1年間に3台以上になる場合に適用します。ただし、フリート契約者、ノンフリート多数割引適用契約者および団体契約者を除きます。

## 団体割引(集団団体・従業員団体)

ご契約のお取扱いには、「集団団体」および「従業員団体」の方法があります。いずれの団体でも、お取扱いに際しては所定の条件がございます。詳しくは共済代理所までおたずねください。

## 共済契約のお取扱いに関する割引・割増制度

ご契約のお取扱いには、ノンフリート契約およびフリート契約があります。ノンフリート契約およびフリート契約の別に、共済契約に適用される割引・割増が異なります。

お取扱い	対象となるご契約者	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増 ※1	
			基本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が9台以下のお客さま	A方式 (包括方式) B方式 (個別方式)	●ノンフリート等級別割引・割増率 ※2 (1等級～20等級) ●複数所有新規契約に適用する割引率 (対象：自家用8車種のご契約)	＜3台～4台をご契約の場合＞ 3台契約割引(5%) ※3 ＜5台～9台をご契約の場合＞ ノンフリート多数割引(5%)
フリート契約	ご契約台数が10台以上のお客さま		●フリート割引・割増率 ※4 ●ノンフリート等級別割引・割増率 ※2 ●フリート新規契約等級 ※5	フリート多数割引(10%)

- ※1：割引・割増率は、臨時費用特約、原付バイク特約、弁護士費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約およびロードアシスタンス代車費用特約の共済掛金には適用されません。
- ※2：他の共済組合(JA共済、全労済等)をいいます。または保険会社のご契約に適用されているノンフリート等級および事故有係数適用期間を、当組合におけるご契約に引き継ぎます。なお、他の共済組合または保険会社のご契約期間中に事故があった場合は、所定の方法により決定した等級および事故有係数適用期間でお引受けとなります。
- ※3：「3台契約割引」は、フリート多数割引、ノンフリート多数割引および団体割引が適用されないご契約者(同居のご家族を含みます。)のお車のご契約が対象となります。
- ※4：「フリート割引・割増率」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に対して適用されます。
- ※5：「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されている等級別係数を基にフリート新規契約平均割引・割増率を求め、所定のノンフリート等級読替表で決定した等級をいいます。

## ノンフリート等級別割引・割増率制度

ノンフリート等級別割引・割増率制度は、事故に応じて「無事故」と「事故有」に分け、さらに1～20等級に区分し、等級ごとに共済掛金の割引または割増を行う制度です。

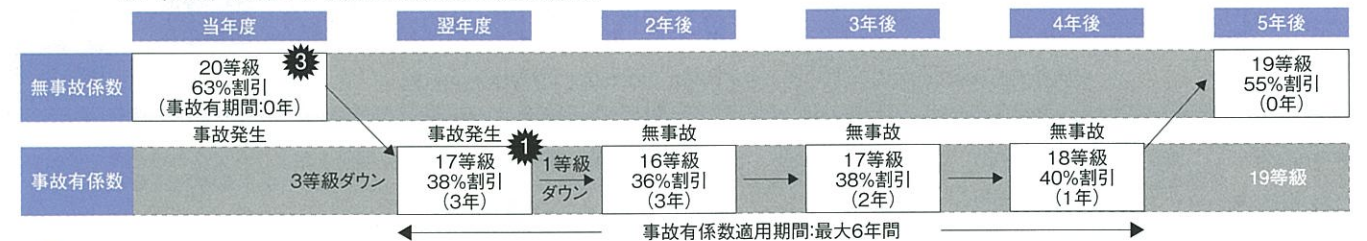
### 等級

ご契約期間中に事故がなかった場合は、継続後のご契約に適用される等級が1つ上がります。一方、ご契約期間中に等級ダウン事故が起きた場合は、継続後のご契約に適用される等級は、3等級ダウン事故1件につき3つ、1等級ダウン事故1件につき1つダウンします。

### 事故有係数適用期間

継続前のご契約に事故があった場合に、「事故有係数」の割引・割増率を適用する期間をいいます。事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故1件につき3年間、1等級ダウン事故1件につき1年間で、6年を限度に積算され、1年経過するごとに1年減算します。

〈適用例〉当年度契約(20等級)で3等級ダウン事故が1件、翌年度にも1等級ダウン事故が1件あった場合に適用される等級(割引・割増率)および事故有係数適用期間



1. 3等級ダウン事故および1等級ダウン事故については、共済代理所までおたずねください。
2. 当組合では、共済契約申込書、共済証書等においては「事故有係数適用期間」を「事故有期間」の名称で等級の後に表示しております。

## 継続契約(前契約があるご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率

(割増は+、割引は-で表示しています。)

ご契約に適用する係数	等級別割引・割増率 (単位：%)																			
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-30	-40	-43	-45	-47	-48	-49	-50	-51	-52	-53	-54	-55	-63
事故有係数	+64	+28	+12	-2	-13	-19	-20	-21	-22	-23	-25	-27	-29	-31	-33	-36	-38	-40	-42	-44

## 新規契約(前契約がないご契約)に適用するノンフリート等級別割引・割増率

ご契約のお車の用途車種	運転者年齢条件	初めてのご契約		複数所有新規契約 <sup>※1</sup>	
		等級	割引・割増率	等級	割引・割増率
自家用普通乗用車	年齢問わず補償	6A	28%	7A	11%
自家用小型乗用車	21歳以上補償	6B	3%	7B	11%
自家用軽四輪乗用車	26歳以上補償	6C	9%	7C	40%
自家用二輪自動車	30歳以上補償	6E	9%	7E	40%
原動機付自転車 <sup>※2</sup>	35歳以上補償	6G	9%	7G	40%
上記以外の車種		6D	4%	7D	39%

ご契約中の自動車保険契約<sup>※</sup>に適用されている等級および事故有係数適用期間を、自動車共済でも引き継ぎます。  
※JA共済、全労済等でご契約の共済契約を含みます。



- ※1：複数所有新規契約とは、新たに取得された2台目以降のお車の共済契約で、所定の条件を満たしているご契約が対象となります。詳しくは共済代理所までおたずねください。
- ※2：ご契約のお車の車種が原動機付自転車の場合、ご選択いただける運転者年齢条件は「年齢問わず補償」または「21歳以上補償」のいずれかになります。